

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目次	る件	た
----	----	---

公 告

○都市計画法により公聴会を開催す

公 告

公告第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、県北都市計画及び霊山都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十四年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十四年四月十一日(水) 午後六時から

場所 伊達市保原町字宮下百十一番四 伊達市保原市民センター

二 公聴会の案件

県北都市計画画道路及び霊山都市計画道路に関する都市計画を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県北都市計画区域及び霊山都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十四年四月四日(水)までに、別記様式による公述申出書を伊達市建設部都市計画課、桑折町都市整備課又は福島県県北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若し

くは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課、伊達市建設部都市計画課又は桑折町都市整備課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課、伊達市建設部都市計画課又は桑折町都市整備課に問い合わせる。

別記様式

公 述 申 出 書

平成24年3月27日付け福島県報に登載された「県北都市計画道路及び霊山都市計画道路に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄 平

公述申出人

住 所

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)